

主 催	地方議会研究会
日 時	平成30年7月5日
場 所	TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
テーマ	<p>(午前) 1. 国の予算でおさえたいポイント①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の平成30年度予算を確認 ・ 国の予算が与える自治体財政への影響 ・ 骨太の方針と財政論議のありかた <p>(午後) 2. 国の予算でおさえたいポイント②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ここ数年の国の動向をおさらい ・ 地方財政の仕組みと国の財政との関係 ・ 自治体議員が指摘する視点
対応者 (講師)	立命館大学政策科学部教授、博士 (政策科学) 森 裕之
概 要	
<p>1. 国の予算でおさえたいポイント①</p> <p>(1) 国の平成30年度予算を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の歳出規模 (平成28年度決算純計) 教育・福祉・公共事業などの内政分野の大部分は地方財政が支えている。 ・ 行政事務は国・都道府県・市町村で分担がなされる一方で、それらが重層的に関係している。 ・ 税と歳出の配分比率が逆転 (=国からの統制)、歳出総額の不足を公債 (国債・地方債等) でカバー。 ・ 租税は平均で4割弱に過ぎず、残りを地方交付税・国庫支出金等と地方債で賄っている。また、地方債の償還は地方税または地方交付税による。 <p>《平成30年度地方財政の重点施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の適正管理の推進 ・ まち・ひと・しごと創生事業の確保 ・ 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保 	

(2) 国の予算が与える自治体財政への影響

◆会計年度任用職員の財政影響

- ・地方公務員法・地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員を「会計年度任用職員」として、期末手当の支給が可能となるようにする（施行期日：H32.4.1）。
- ・期末手当支給額
$$\text{支給額} = \text{期末手当基礎額} \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間別割合}$$
- ・臨時・非常勤職員数は64.3万人（うち一般職非常勤職員は16.7万人）
- ・代表的な職種としては、事務補助職員約10万人、教員・講師約9万人、保育所保育士約6万人、給食調理員約4万人。

◆トップランナー方式に対する財政制度等審議会の見解

- ・トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、平成29年度までに18業務について導入されている。
- ・ただし、平成28年度における同方式の対象経費は、全基準財政需要額のうち3.5%程度にとどまるものと推定される。
- ・原則、すべての行政分野を対象に、同規模の類似団体における経費水準を比較し、これらにより判明した先進・優良事例の横展開を促進すること等を通じて、歳出規模を効率的な団体の規模に合わせていくべきである。

◆地方財政審議会の反論

- ・基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準にする等の地方交付税法の規定を踏まえてトップランナー方式になじまないと考えられる経費が多くを占めている（教育、警察や社会保障など法令等で国が基準を定めている経費、産業振興・地域振興等の経費、公債費等）
- ・基準財政需要額に占める割合に着目することは合理性を欠いており、適切ではない。

(3) 骨太の方針と財政論議のありかた

- ・人口減少の中、広域的な経済圏を念頭に置きながら、地域の連携を深め、広域レベルで政策を推進する必要がある。

- ・「行政」「インフラ」

旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを原則としてデジタルで完結させることで（「紙」から「データ」へ）、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。

「デジタルファースト法案（仮称）」、手続きのワンストップ化・オンライン化のための法制度整備等を内容とする「デジタルガバメント」を2018年度から2020年度まで推進する。

- ・地方創生の推進

人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけでなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済圏を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である。

より高い水準のユニバーサルデザイン化を推進しながら、「子育てに寄り添うまちづくり」に取り組む。高齢者が安心して暮らせるよう、地域の生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを進める。一定の人口を有する圏域を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。

- ・「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

2. 国の予算でおさえたいポイント②

(1) ここ数年の国の動向をおさらい

略

(2) 地方財政の仕組みと国の財政との関係

◆地方交付税・臨時財政対策債の仕組み

- ・国が地方の代わりに国税の一部（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額）として徴収し、一定の基準に基づいて再配分する間接課徴形態の地方税（＝地方の固有財源）
- ・地方の一般財源（使途は自治体の自主的な判断に委ねられている）
- ・普通交付税（交付税総額の96%）、特別交付税（交付税総額の4%）

- ・臨時財政対策債

平成 13 年度以降、地方財源不足を国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰り入れ加算、地方負担分については臨時財政対策債（赤字地方債）による財源調達を実施。

臨時財政対策債の元利償還金は全額後年度に基準財政需要額へ参入。

- ◆地方債の仕組み

- ・地方債とは

地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が 2 年度以上にわたる長期債務。建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則であり、10～15 年程度の間償還されることが多い。

- ・地方債の対象経費（適債事業、地方財政法第 5 条）

公営企業に要する経費、出資金及び貸付金・地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費、公共施設・公用施設の建設事業費

- ・地方債の特例（地方財政法附則第 33 条以降）

過疎対策事業債、退職手当債、減税補填債、臨時財政対策債など

- ◆増大する特例債（実質的な赤字地方債）

- ・財源対策債—適債事業の解釈を拡大し、充当目的を建設事業に限定する。

- ・減収補填債—景気悪化による地方税の減収に対する措置であり、建設国債を建前とする。

- ・臨時財政対策債—地方交付税の代替財源であり、純粋な赤字地方債。

- ◆近年の自治体財政の赤字問題

- ・**歳入歳出差引**：歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額

※歳入歳出差引＝歳入決算額－歳出決算額＝形式収支

- ・**実質収支**：形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額（当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額）

※実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

- ・**単年度収支**：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（当該年度のみの実質的な収入と支出の差額）

- ・**実質単年度収支**：単年度収支に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金取崩し額）を除外して、実質的な単年度収支を表した額

$$\begin{aligned} & \text{※実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} \\ & \quad - \text{財政調整基金取崩し額} \end{aligned}$$

(3) 自治体議員が指摘する視点

◆ 議会での質疑例

Q本市の財政収支（黒字・赤字）はどうなっているのか？

A実質収支は黒字であり、健全さを維持している

Qしかし、基金の一般会計への繰り入れを除いた実質単年度収支は赤字ではないか？

A近年の実質単年度収支の推移から、そのような楽観論は通用しないのではないか。住民にも正しい財政状況を伝える中で、さらなる行財政改革に取り組むべきではないか。

◆ 予算議会で自治体議員が指摘する視点

- ・ 政府の動きと自治体の財政制度との関係はどうなっているのかをチェックする。
- ・ 自治体の歳入・歳出の状況（とくに実質単年度収支）をチェックする。
- ・ 「地方創生」への誘導をうまく利用する。
- ・ 地域の特徴・資源とビジョンに基づいた自治体政策（産業、コミュニティ、文化など）を展開する。
- ・ 地元の企業や地域団体の社会経済力を引き出す施策を適切に取り入れる（ワイズ・スペンディング）。
- ・ 公共施設の再編問題（PPP／PFI）への対応。

所 感

「復習」の意味からはいいセミナーであった。

以上

—作成者 松崎 正和—